

広島県告示第四百八十七号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成十九年四月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
独立行政法人国立病院機構呉医療センター	呉市青山町三番一号	平成二十二年四月二五日	更新
独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院	呉市広多賀谷一丁目五番一号	平成二十二年四月二五日	更新
医療法人里仁会白龍湖病院	三原市大和町和木一五〇四番地の一	平成二十二年四月二五日	更新
医療法人社団仁慈会安田病院	竹原市下野町三一三六番地	平成二十二年四月二五日	更新
医療法人社団杉原会西福山病院	福山市松永町三四〇番地の一	平成二十二年四月二五日	更新
医療法人秀明会小池病院	福山市明治町一〇番五号	平成二十二年四月二五日	更新